

募集

環境審議会委員を募集!

環境政策課では、各種の環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、各種条例や計画、環境保全について審議していただく高島市環境審議会委員を募集します。

詳しくは、環境政策課、各支所にある応募用紙をご覧ください。

▼任期 2年間

▼応募締切 5月15日(火)

▼申込方法 応募用紙に必要事項を記入のうえ、環境政策課または各支所へご提出ください。

☎・㊟ 環境政策課
☎(25) 8123

男女共同参画推進事業 受託団体を募集

地域の団体から【改訂版】高島市男女共同参画プランに沿った男女共同参画社会推進事業の企画(講演会、ワークショップ、研修会、情報交換会などの啓発事業)を募集します。審査の結果、企画が選定された団体には、その企画に関する業務を委託します。

▼委託契約限度額 20万円(税込)

▼対象団体

高島市を主な活動地域として男女共同参画社会の実現に向けた活動(営利目的を除く)を行っている団体 1団体

▼公募期間

5月1日(火)～31日(木)

▼提出書類

事業計画書、事業費積算書、団体概要書(様式は市民活動支援課に備え付け、およびホームページに掲載)

▼事業実施期間

8月1日～平成25年3月31日

詳しくはお問い合わせください。

☎・㊟ 市民活動支援課
☎(25) 8526

市営住宅入居者募集

市営住宅

▼募集期間

○定期募集の住宅

・5月7日(月)～17日(木)

○随時募集の住宅

・随時、申し込みを受け付けています。

▼申込資格(全て該当)

1. 市内に居住または勤務している方
2. 住宅に困っている方
3. 入居予定者全員の合計の収入月額が15万8千円以下の方
4. 税金の滞納がない方
5. その他、市の基準を満たす方

中堅所得者向け賃貸住宅

▼募集期間

○定期募集の住宅

・5月7日(月)～17日(木)

○随時募集の住宅

・随時、申し込みを受け付けています。

▼申込資格(全て該当)

1. 同居する親族のいる方
2. 入居予定者全員の合計所得が一定額以上の方(年齢によって必要金額が異なります。)
3. 税金の滞納がない方

※定期募集する住宅は、5月2日(水)に市役所、各支所の掲示板で公表します。

※詳しくは、市のホームページをご覧ください。

☎ 都市計画課
☎(22) 0904



道の駅藤樹の里あどがわに、電気自動車の急速充電器を設置しました

電気自動車の普及促進を図るため、道の駅「藤樹の里あどがわ」に無料でご利用いただける電気自動車用急速充電器を設置しました。

ご利用の際は、事前に道の駅「藤樹の里あどがわ」(☎32-8460)までご予約ください。

▼利用時間 9時～17時
(毎月第2水曜日は除く)
※充電は30分程度で完了します。



☎ 環境政策課
☎(25) 8123

入居者資格を改正!

市営住宅の住宅困窮者への提供と同時に、若者定住の促進、帰郷者や移住対策として、市営住宅入居者資格の改正を行いました。内容については次のとおりです。

①同居親族要件の廃止

親族でなくても同居が可能となります。

②単身入居要件の改正

60歳以上や身体障がい者等の例外要件をなくし、若者の入居が可能となります。(ただし、単身入居できる住宅は従来通り限定されています。)

③市内に6か月以上居住している要件の改正

6か月以上の居住要件をなくし、市内に住所または勤務場所があることを資格要件とします。

広げよう 地域に根ざした 思いやり 5月12日は「民生委員・児童委員の日」

5月12日は、この日に民生委員制度が創設されたことから、「民生委員・児童委員の日」と定められています。

市内には地域を担当する150人の民生委員・児童委員と専門的に児童福祉を担当する12人の主任児童委員が、「広げよう 地域に根ざした 思いやり」を基本として、安心して住み続けることができる地域社会づくりに貢献しています。

《民生委員・児童委員の役割》

▼地域福祉のアンテナ

ひとり暮らしや寝たきりの高齢者、障がいのある方などの悩みや要望を的確に把握するように努めています。

▼地域福祉の世話役

相談者の立場や気持ちを大切に、誠意をもって援助します。

▼地域福祉のパイプ役

相談を受けたときには、関係機関の窓口を紹介したり相談者の負担を軽減できるよう各機関とのパイプ役になります。

子育てや高齢者介護などでお困りの時は、一人で悩まずお近くの民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。秘密は固く守られます。

※民生委員児童委員のお名前や連絡先は、社会福祉課または各地域の保健センター(朽木地域は朽木支所)へお問い合わせください。

☎ 高島市民生委員児童委員協議会連合会
(事務局 社会福祉課) ☎(25) 8120

5月は、赤十字運動月間です!

日本赤十字社では、昨年発生した東日本大震災に対する災害救護活動をはじめ、台風災害時の救護活動や血液事業および国際活動など幅広い事業を行っています。これらの事業を遂行するための活動資金の協力をいただける社員を募集しています。ぜひご賛同のうえ赤十字活動にご協力ください。

▼募集期間 5月1日(火)～31日(木)

☎・㊟ 社会福祉課 ☎(25) 8120
または各保健センター(朽木地域は支所)

お知らせ

5月中旬、外国人住民の方に「仮住民票の記載事項通知書」をお送りします

平成24年7月9日に外国人登録制度が廃止され、外国人住民の方にも住民票が作成されます。これに先立ち、対象の外国人住民の方について、5月7日に仮住民票を作成し、記載した内容を記載事項通知書として、5月中旬、ご本人(世帯主あて)に発送します。届きましたら必ず開封して記載内容のご確認をお願いします。

仮住民票の記載内容に修正が必要な場合

7月6日(金)までに、外国人登録の変更登録申請や訂正申出等が必要になります。手続き方法等の詳細については、市民課までお問い合わせください。

なお、住民票は外国人登録の内容を基に作成されますので、新制度に円滑に移行するためにも、正確な外国人登録をお願いします。

▼届出先 市民課または各支所窓口

7月9日以降は転出届が必要になります

現在の外国人登録制度では、他市町村へ引越をした時には、転入先の市区町村で居住地変更登録の申請をしておりましたが、7月9日以降は、あらかじめ高島市で転出の手続きをして「転出証明書」の交付を受けていただく必要があります。転入先の市区町村でその「転出証明書」を添えて、転入手続きをしてください。

※住所変更のお届けに来庁される時は必ず、「特別永住者証明書」または「在留カード」(切替時までは「外国人登録証明書」)をお持ちください。

住民票を作成する外国人住民の対象者

- (1) 中長期在留者(「在留カード」交付対象者)
- (2) 特別永住者
- (3) 一時庇護許可者または仮滞在許可者
- (4) 出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者

※これまでに外国人登録をしていた方でも、(1)～(4)に該当しない方や平成24年7月9日時点で在留資格がない方については、住民票は作成されません。必要な方は、お早めに在留資格の取得等の手続きを行ってください。

☎ 市民課 ☎(25) 8018